3103 たばこの輸入について

紙巻たばこや葉巻たばこ等のたばこを販売目的で輸入する場合は、たばこ 事業法により、財務大臣の特定販売業の登録を受けなければなりませんが、 個人が自己の用に供する目的で輸入する場合は、登録の必要はありません。

入国者が個人使用として携帯または別送して輸入する場合で一定の免税数量を超えるものについては、関税等が課されることとなりますが、その場合の関税率等は、次のとおりです。

たばこの種類	関税	たばこ税及びたば こ特別税	消費税及び 地方消費税
紙巻たばこ	暫定無税	1,000 本につき 15,000 円 *注1	— *注2
パイプたばこ	協定 29.8% 又は 基本 35%		10%
葉巻たばこ	協定 16% 又は 基本 20%	1 kgにつき 15, 244 円 *注3	10%
加熱式たばこ	協定 3.4% 又は 基本 4%		10%

*注1:入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税等の税率の特例によるもの。

*注2:上記特例税率が適用される紙巻たばこについては、消費税は課されない。

*注3:パイプたばこ、葉巻たばこ、加熱式たばこの、紙巻たばこへの換算方法はたば こ税法第10条参照。

国際郵便を利用したたばこの個人輸入については、<u>こちら</u>をご参照ください

なお、<u>国際宅配便を利用して輸入</u>する場合や<u>一般貨物として輸入</u>する場合 も、関税率等は国際郵便を利用して個人輸入する場合と同税率となります。